

【公開版】

日本原燃株式会社
令和4年9月9日

不侵00-01 別添

基本設計方針(別紙 1①) 比較表

MOX 燃料加工施設 第 9 条 基本設計方針 (9/6 補正申請書)	再処理施設※1 第 9 条 基本設計方針 (不侵 00-01 R6)	相違点※2
<p>第1章 共通項目</p> <p>9. その他</p> <p>9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>MOX燃料加工施設への人の不法な侵入, 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため, 区域の設定, 人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護, 巡視, 監視, 出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については, 接近管理及び出入管理を確実にするため, 探知施設を設け, 警報, 映像等を集中監視することができる設計とするとともに, 核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに, 防護された区域内においても, 施錠管理により, MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム(以下「情報システム」という。)への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また, MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため, 持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに, 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため, 情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けないように, 当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて, 管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は, 共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>10. その他</p> <p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入, 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため, 区域の設定, 人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護, 巡視, 監視, 出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については, 接近管理及び出入管理を確実にするため, 探知施設を設け, 警報, 映像等を集中監視することができる設計とするとともに, 核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに, 防護された区域内においても, 施錠管理により, 再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム(以下「情報システム」という。)への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また, 再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため, 持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに, 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため, 情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けないように, 当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて, 管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は, 共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>施設構造等の違いによる設計方針の相違はない。</p>

※1：MOX 燃料加工施設と比較し, 赤字で示した箇所以外の相違は, 今後全て記載を合わせる。(法令, 許可整合, 固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く)
 ※2：施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)について相違点を説明する。

添付書類(別紙 4) 比較表

MOX 燃料加工施設 添付書類 V-1-1-5 (9/6 補正申請書)	再処理施設※1 添付書類 VI-1-1-5 (不侵 00-01 R6)	相違点※2
<p>IV-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3. MOX燃料加工施設への人の不法な侵入の防止方法について <ol style="list-style-type: none"> 3.1 物理的障壁による防護等 3.2 出入管理 3.3 車両の管理 3.4 探知施設 3.5 通信及び連絡 3.6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4. 持込点検 5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策 6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について <p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則」第九条に基づき、MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。</p> <p>2. MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にを行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とする。また、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。 また、MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止</p>	<p>IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について <ol style="list-style-type: none"> 3.1 物理的障壁による防護等 3.2 出入管理 3.3 車両の管理 3.4 探知施設 3.5 通信及び連絡 3.6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4. 持込点検 5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策 6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について <p>1. 概要 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」第九条に基づき、再処理施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。</p> <p>2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にを行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とする。また、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。 また、再処理施設への不正な爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するた</p>	<p>施設構造等の違いによる設計方針の相違はない。</p>

※1：MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。（法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く）
※2：施設構造等の違いによる設計方針の相違（赤字）について相違点を説明する。

添付書類(別紙 4) 比較表

MOX 燃料加工施設 添付書類 V-1-1-5 (9/6 補正申請書)	再処理施設※1 添付書類 VI-1-1-5 (不侵 00-01 R6)	相違点※2
<p>するため、持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>3. MOX 燃料加工施設への人の不法な侵入の防止方法について MOX 燃料加工施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、以下のとおりの設計とする。</p> <p>3.1 物理的障壁による防護等 MOX 燃料加工施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>3.2 出入管理 業務上常時立ち入ろうとする者(以下「常時立入者」という。)については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等(以下「証明書等」という。)を発行し、立入りの際に所持させ、それをういて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。</p> <p>常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それをういて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p>	<p>め、持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、以下のとおりの設計とする。</p> <p>3.1 物理的障壁による防護等 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>3.2 出入管理 業務上常時立ち入ろうとする者(以下「常時立入者」という。)については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等(以下「証明書等」という。)を発行し、立入りの際に所持させ、それをういて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。</p> <p>常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それをういて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p>	

※1：MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。(法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く)
 ※2：施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)について相違点を説明する。

添付書類(別紙 4) 比較表

MOX 燃料加工施設 添付書類 V-1-1-5 (9/6 補正申請書)	再処理施設※1 添付書類 VI-1-1-5 (不侵 00-01 R6)	相違点※2
<p>3.3 車両の管理 業務用の車両として再処理事業所に立ち入る車両については、事前にその立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。業務用の車両以外の車両の再処理事業所への立入りを禁止する。ただし、当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、MOX燃料加工施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3.4 探知施設 防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域における監視を確実に行うため、監視装置による監視をモニタ及び大型表示装置により集中的に行うことのできる見張人の詰所を設ける。 防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域への人の侵入を確認することができる侵入検知器、監視カメラ等の監視装置により監視を行う。</p> <p>3.5 通信及び連絡 核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為があった際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実にを行うために、通信及び連絡ができる PHS及び固定電話等を配備する。</p> <p>3.6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動への対策については、核燃料物質の移動を行う前に所定の手続に基づき承認を得ること、また、核物質防護上の措置が必要な区域の出口において、核燃料物質の不法な持出しを確認するための検知器を配備する。 敷地内の人による妨害破壊行為への対策については、社内基準に基づきあらかじめ認証を受けた者のみをMOX燃料加工施設に出入りさせる。</p> <p>4. 持込点検 MOX燃料加工施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止す</p>	<p>3.3 車両の管理 業務用の車両として再処理事業所に立ち入る車両については、事前にその立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。業務用の車両以外の車両の再処理事業所への立入りを禁止する。ただし、当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3.4 探知施設 防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域における監視を確実に行うため、監視装置による監視をモニタ及び大型表示装置により集中的に行うことのできる見張人の詰所を設ける。 防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域への人の侵入を確認することができる侵入検知器、監視カメラ等の監視装置により監視を行う。</p> <p>3.5 通信及び連絡 核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為があった際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実にを行うために、通信及び連絡ができる PHS 及び固定電話等を配備する。</p> <p>3.6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動への対策については、核燃料物質の移動を行う前に所定の手続に基づき承認を得ること、また、核物質防護上の措置が必要な区域の出口において、核燃料物質の不法な持出しを確認するための検知器を配備する。 敷地内の人による妨害破壊行為への対策については、社内基準に基づきあらかじめ認証を受けた者のみを再処理施設に出入りさせる。</p> <p>4. 持込点検 再処理施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するた</p>	

※1：MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。（法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く）
※2：施設構造等の違いによる設計方針の相違（赤字）について相違点を説明する。

添付書類(別紙 4) 比較表

MOX 燃料加工施設 添付書類 V-1-1-5 (9/6 補正申請書)	再処理施設※1 添付書類 VI-1-1-5 (不侵 00-01 R6)	相違点※2
<p>るため、荷物の外観点検及び開封点検による持込点検を行う。また、防護された区域において、金属を探知することができる装置を用いて点検を行う。</p> <p>5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為を受けないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）が行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティに関する計画を定める。</p> <p>6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について 人の容易な侵入等を防止するための資機材を再処理施設又は特定廃棄物管理施設と共用する場合は、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>め、荷物の外観点検及び開封点検による持込点検を行う。また、防護された区域において、金属を探知することができる装置を用いて点検を行う。</p> <p>5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為を受けないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）が行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティに関する計画を定める。</p> <p>6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について 人の容易な侵入等を防止するための資機材を MOX 燃料加工施設又は特定廃棄物管理施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	

※1：MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。（法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く）
 ※2：施設構造等の違いによる設計方針の相違（赤字）について相違点を説明する。